

薬物第40号
平成26年12月8日

各市町村長 様
(熊本市保健所 医療政策課)

熊本県薬物乱用対策推進本部長
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

危険ドラッグに係る広報啓発の強化及び関係機関との連携協力の更なる充実
強化について (通知)

このことについて、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当)から別添写しのとおり通知がありました。

危険ドラッグをめぐっては、未だに乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあり、このような情勢を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が本年12月17日に施行されることとなりました。この改正により、これまで以上に地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成及び関係機関・団体等の連携・情報共有の充実強化が求められることとなります。

つきましては、この趣旨を御理解のうえ、本通知「記」以下に御留意いただき、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組の推進について御配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

また、イベント等の多い年末年始を迎えるにあたり、危険ドラッグの乱用等に巻き込まれる危険性が増大する恐れがあることから、青少年やその保護者等に対して、危険ドラッグに関する正しい知識の普及啓発に御協力いただきますよう、併せてお願いします。



問合せ先
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班：向井、葉山
TEL：096-333-2242
FAX：096-383-1434

府政共生第 1124 号

平成 26 年 11 月 27 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備・総合調整第 1 担当)

(薬物乱用対策推進会議事務局)

危険ドラッグに係る広報啓発の強化及び関係機関との連携協力の更なる充実強化
について(通知)

薬物乱用対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件が発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成 25 年 8 月 7 日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の防止のための緊急対策」(平成 26 年 7 月 18 日薬物乱用対策推進会議決定)に基づく取組を強力に推進し、本年 9 月 19 日、薬物乱用対策推進会議において、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月 26 日には、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、国と各地方本部間の連携・情報共有に努め、引き続き、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための更なる取組を推進しているところであります。

しかしながら、危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあり、このような情勢を踏まえ、第 187 回国会において、別添のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 122 号)が可決・成立し、本年 12 月 17 日に施行される予定であります。

本法律の改正では、検査命令・販売等停止命令の対象となる物品の拡大、広告中止命令や規制の広域化、指定薬物等の違法広告に対するプロバイダーへの削除要請・損害賠償責任の制限などが導入されるとともに、「指定薬物等の乱用防止のための教育・啓発」「関係行政機関の連携協力」「指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備」などの規定が新たに創設され、これまで以上に地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成及び関係機関・団体等の連携・情報共有の充実強化が求められることとなります。

各位におかれましては、これらの趣旨をご理解のうえ、下記事項に留意して、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を推進されますよう、宜しくお願い致します。

記

1 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であり、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援及び広報啓発活動にあたる指導者等に対して、危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要があります。

また、スマートフォンを始め、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及する中で、青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要があります。

このため、保護者や指導者等において、直接的コミュニケーション等を通じて、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことのないよう、青少年の保護者、学校関係者等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者等に対し、別添資料及び注1～6のホームページ等を活用するなどして、積極的な情報提供に努めていただきますようお願い致します。

なお、インターネット上の危険ドラッグに関する違法・有害情報対策につきましては、一般社団法人セーフティーインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による自主的な取組が強化されておりますので、これら民間団体への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、各地方本部における関係機関・団体等に、併せて広く御周知をお願い致します。

2 関係機関等の相談・支援窓口及び各種取組の周知徹底と連携協力の強化

危険ドラッグに係る広報啓発に際しては、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口等の周知徹底に努めるとともに、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護者児童対策地域協議会」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努めていただきますようお願い致します。

別添1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部を改
する法律」に関する官報(抜粋)

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて(通知)

注1 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン!～緊急企画!危険
ドラッグに手を出すな!」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg10549.html>

注2 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っています
か?)」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

注3 Facebook 及び Twitter(厚生労働省)

Facebook STOP the 薬物! ～断る勇気が未来をつくる～

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

注4 あやしい薬物連絡ネット(厚生労働省)

相談窓口: 03-5542-1865

<http://www.yakubutsu.com/>

注5 セーフライン運用ガイドライン(一般社団法人セーフラインインターネット協会)

http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf

注6 ホットライン運用ガイドライン(インターネット・ホットラインセンター)

<http://www.iajapan.org/hotline/center/20141023guide.pdf>

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村

T E L 03-5253-2111(内線38257)

03-6257-1442(直通)

F A X 03-3581-1609

E-mail koji.mori@cao.go.jp

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項中「含む」の下に「以下「精神毒性」という」を加える。

第六十九条第二項中「第七十二条の二第一項、第七十二条の四」の下に「第七十二条の五」を加え「から第七十四条まで」を「第七十二条、第七十三条、第七十四条」に改める。

第七十二条の四の次に次の二条を加える。

（中止命令等）

第七十二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反する広告（次条において「承認前の医薬品等に係る違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十二年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者（同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

（損害賠償責任の制限）

第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の六の見出しを「（指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限）」に改め、同条第一項中「指定薬物」の下に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物」を加え、「当該物品が第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている疑い又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された疑いがあり」を削り、「どうか」の下に「及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうか」を加え、同条第二項中「その結果について」を「第四項前段、第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第七項の規定による」に、「又は販売」を「販売」に、「陳列しては」を「陳列し、又は広告しては」に改め、同条次の五項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二十五条の五の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨（第一号に掲げる場合にあつては、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。

一 厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合 当該検査を受けるべきことを命ぜられた者

二 都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行った場合 都道府県知事

7 都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六条の六の次に次の一条を加える。

（指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止）

第七十六条の六の二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものとして認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二十五条の五の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

第七十六条の七の次に次の二条を加える。

（中止命令等）

第七十六条の七の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告（次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

(損害賠償責任の制限)

第七十六條の七の三 特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六條の八第一項中「を貯蔵し、若しくは陳列している」を「若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している」に、「これらの物」を「指定薬物若しくはこれらの物品」に、「若しくは陳列した」を「陳列し、若しくは広告した」に、「その疑いがある物品を」を「これらの物品を」に改める。

第七十七條を第七十六條の十とし、第十四章中同条の次に次の三條を加える。

(教育及び啓発)

第七十六條の十一 国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第七十六條の十二 国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとする。

(関係行政機関の連携協力)

第七十七條 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第八十一條の三第一項中「第七十六條の六」を「第七十二條の五、第七十六條の六第一項から第五項まで及び第七項」に改め、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に「第七十六條の七の二」を加え、同条第二項中「並びに第七十二條第三項」を「第七十二條第三項並びに第七十二條の五」に改める。

第八十三條第一項中「第七十六條の六」の下に「第七十六條の六の二」を、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に「第七十六條の七の二」を、「第七十六條の九」の下に「第七十六條の十」を、「第七十二條の四」の下に「第七十二條の五」を加える。

第八十五條中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第七十二條の五第一項の規定による命令に違反した者

第八十五條に次の一号を加える。

十 第七十六條の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六條第一項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第七十六條の七の二第二項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第七十六條の六第二項から第七項までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の規定による命令をした

場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六條の六第一項の規定による命令をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條の六の二の規定は、施行日以後に厚生労働大臣又は都道府県知事が新法第七十六條の六第二項の規定による命令をした場合について適用する。

(指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備)

第三条 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物（新法第二十五項に規定する指定薬物をいう。）等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）」の項第一号中「第七十六條の六」を「第七十二條の五、第七十六條の六第一項から第五項まで及び第七項」に改め、「第七十六條の七第一項及び第二項」の下に「第七十六條の七の二」を加え、同項第二号及び第三号中「並びに第七十二條第三項」を「第七十二條第三項並びに第七十二條の五」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四條第五項中「第八十五條第八号」を「第八十五條第六号、第九号及び第十号」に改め、「第八十六條第一項第二十三号」の下に「及び第二十四号」を加える。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百二十三号

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「未曾有」を「未曾有」に、「拉致された」を「拉致された」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「とともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等」を「ほか、帰国被害者等に」、「促進し」を「促進し」に改め、「資する」の下に「とともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する」を、「拉致被害者等給付金」の下に、「老齢給付金等」を加える。

府政共生第 938 号

平成 26 年 9 月 30 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（青少年環境整備・総合調整第 1 担当）

（薬物乱用対策推進会議事務局）

（公印省略）

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件等が相次いで発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年 8 月 7 日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年 7 月18日薬物乱用対策推進会議決定。以下「緊急対策」という。）に基づく取組を推進しているところでありますが、危険ドラッグをめぐっては、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォンを始めとした新たなインターネット接続機器の青少年への急速な普及等を背景に、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大しており、『危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策』について（通知）（平成26年 8 月 7 日付府政共生第718号。別添 1 参照。）において通知したとおり、青少年及び保護者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、規範意識を醸成していくことは、まさに喫緊の課題です。

このため、本年 9 月19日、薬物乱用対策推進会議を開催し、別添 2、3 のとおり、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月26日、各地方本部間の連携・情報共有を図るため、別添 4 のとおり、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、引き続き、政府一体となって危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進することとしております。

本年も10月から別添 5 のとおり、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」が実施されますが、各位におかれましては、緊急対策のフォローアップ及び上記会議開催等につき、薬物乱用対策推進地方本部会議の開催等を通じ、青少年行政主管部（局）、消費者行政主管部（局）、教育委員会学校健康主管課等の薬物乱用対策推進地方本部を構成する関係部局（課）及び管内市町村、同運動に係る関係機関・団体等に対して御周知いただくとともに、各地方本部における関係機関・団体等の連携・情報共有を充実強化して、地方の実情を踏まえ、同運動に際し、危険ドラッグの乱用の根絶のための取組をより効果的に推進されますよう、特段の御配意を御願い致します。

なお、インターネット上の危険ドラッグに関する違法・有害情報対策につきましては、一般社団法人セーフラインインターネット協会において、運用ガイドライン（注参照）が一部改正され、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による自主的な取組が強化されておりますので、上記フォローアップ等の周知に際し、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、各地方本部における関係機関・団体等に、併せて広く御周知いただければ幸いです。

別添1 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要

別添3 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

別添4 「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」会議資料

（資料1、2、4については、内閣府ホームページ※に掲載、資料5、6、8については、上記別添1～3と重複のため省略。）

※内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/know.html>

別添5 平成26年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要綱

注 セーフライン運用ガイドライン（一般社団法人セーフラインインターネット協会）

http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村

TEL 03-5253-2111（内線38257）

03-6257-1442（直通）

FAX 03-3581-1609

E-mail kensuke.kawamura@cao.go.jp